

# 平成17年度 介護保険の利用状況

# 2千630人が介護サービスを利用



介護保険制度は、社会全体で介護を支える仕組みとして平成12年度にスタートし、6年半が経過しました。今年4月からは、地域密着型サービスや介護予防サービスが加わるなど、より充実した制度になっています。今月は、17年度の実績から、市の介護保険の現状をお知らせします。

**要介護認定者は3千583人(前年度比335人増)**

平成18年3月現在、市の第1号被保険者(65歳以上の方)の人口は2万6千817人で、市の高齢化率は16.8%です。表1は第1号被保険者と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の要介護・要支援認定者は12.7%となっています。

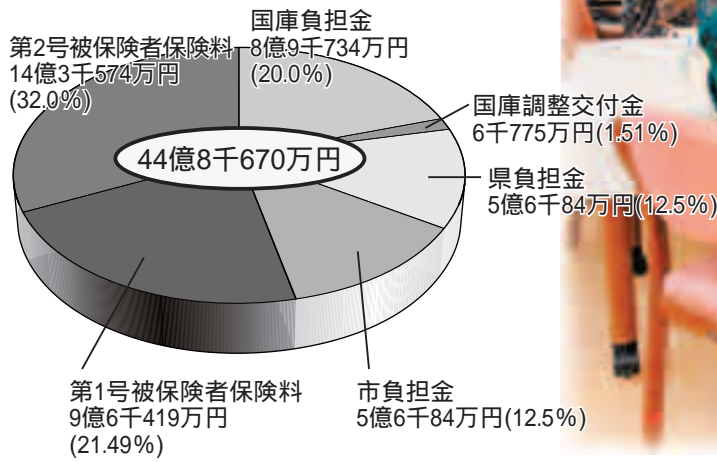
**保険給付費の総額は約45億(前年度比約2億円増)**

介護サービスを利用すると、利用料の9割相当が介護保険から給付されます。平成17年度の総額は、グラフ1のとおり44億8千670万円です。前年度と比べると約2億円の増となりました。この財源は、皆さんの保険料と国・県市の公費で賄われています。そして、保険料の内訳は第1号被保険者(65歳以上)が全体の21.49%、また、第2号被保険者(40歳から64歳)が32%を占めています。

◆要介護度別の要介護・要支援認定者数(平成18年3月末現在) 表1

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	298	1,259	540	394	517	386	3,394人
65～75歳未満	68	255	101	64	79	68	635人
75歳以上	230	1,004	439	330	438	318	2,759人
第2号被保険者	7	73	36	20	30	23	189人
総数	305	1,332	576	414	547	409	3,583人
構成比	8.5%	37.2%	16.1%	11.5%	15.3%	11.4%	100.0%

◆17年度の介護保険給付費の財源内訳(グラフ1)

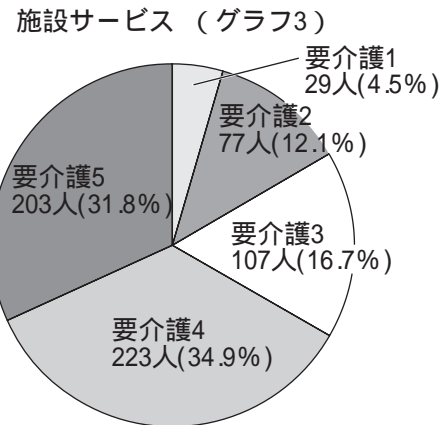
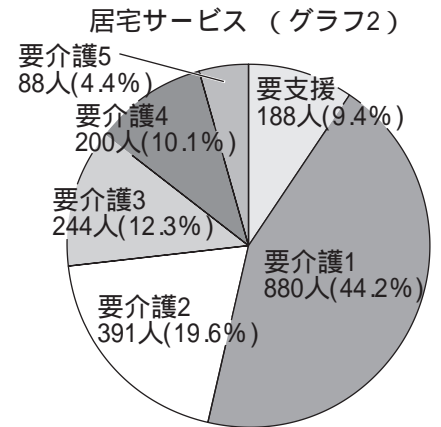


◆サービス種類別利用状況

表2

サービス種類名	利用件数など	給 付 費	前年度比
居宅サービス		21億8,150万3,942円	9.3%
訪問介護	12,028件	4億3,134万2,156円	4.5%
訪問入浴介護	821件	4,133万7,810円	2.1%
訪問看護	3,714件	1億2,204万795円	3.4%
訪問リハビリテーション	69件	121万8,163円	43.9%
通所介護	9,327件	5億3,660万6,461円	12.1%
通所リハビリテーション	3,354件	1億8,724万5,710円	8.3%
福祉用具貸与	11,606件	1億5,418万6,443円	14.7%
短期入所生活介護	2,740件	1億9,079万3,201円	2.2%
短期入所療養介護	474件	3,714万413円	3.6%
居宅療養管理指導	1,888件	1,475万2,620円	3.8%
認知症対応型共同生活介護	517人	1億2,006万7,800円	57.0%
特定施設入所者生活介護	640人	1億178万2,861円	15.8%
福祉用具購入費	352件	809万3,546円	12.2%
住宅改修費	373件	3,861万1,983円	7.7%
居宅介護支援	22,602件	1億9,628万3,980円	8.8%
施設サービス		21億9,793万7,044円	2.4%
介護老人福祉施設	3,711人	9億8,630万8,568円	5.4%
介護老人保健施設	2,475人	6億6,605万2,393円	7.9%
介護療養型医療施設	1,384人	5億4,557万6,083円	7.8%
計( + )		43億7,944万986円	3.1%
審査支払手数料	76,957件	694万9,206円	3.7%
高額介護サービス等費	5,435件	4,075万5,285円	29.8%
特定入所者介護サービス等費	2,842件	5,954万8,330円	100.0%
保険給付費 + +		44億8,669万3,807円	4.7%

◆要介護度別サービス利用者数  
(平成18年3月審査分)



認定者の約73%が介護サービスを利用

グラフ2と3は、要介護度別に居宅・施設サービスの利用者数を表したものです。認定を受けている方3千583人のうち、居宅サービス利用者は1千991人、施設サービス利用者は639人で、全体では2千630人(73.4%)が介護サービスを利用しています。

そして、表2はサービス種類別の利用状況の一覧です。前年度と比べ、居宅サービスの給付費が9.3%増、施設サービスの給付費は

地域密着型サービスが始まりました

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者の方が、できる限り住みなれた地域で生活ができるように、介護保険制度が改正され、平成18年4月から地域密着型の介護サービスが創設されました。この介護サービスには、通いを中心として訪問、短期間の宿泊などを組み合わせた、小規模多機能型居宅介護や24時間体制での随時訪問を行う、夜間対応型訪問介護、認知症を持つ高齢者が対象の認知症対応型通所介護、「認知症対応型共同生活介護」などがあります。

そして、これらのサービスを利用できるのは市内にお住まいの方

2.4%減となっています。居宅サービスでは、認知症対応型共同生活介護グループホームの利用が大幅に増えています。また、特定施設入所者生活介護 有料老人ホーム、福祉用具貸与、通所介護 デイサービスなどを利用する方も増えていきます。なお、サービス利用者一人当たりの1か月の保険給付費は、居宅サービスが約9万1千306円、施設サービスが約28万6千637円となりました。

で、利用者のニーズにきめ細かく応えることができるように施設などの規模を小さくしています。また、市が事業者の指定や監督を行いますので、安心してご利用いただけます。現在は、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護のサービスを開始していますが、その他のサービスは、市の18年度から20年度までの整備計画に位置づけており、順次整備していく予定です。

サービスの概要、利用方法など不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

問合せ高齢介護課へ内線1553